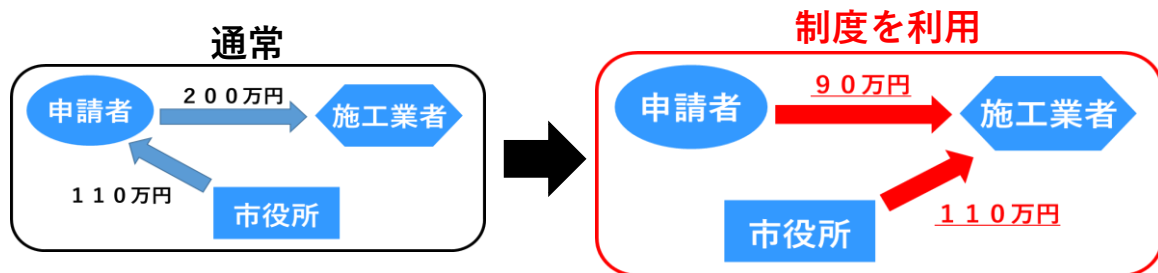


代理受領制度について

松阪市が交付する補助金を申請者に代わり施工業者が受取ることのできる制度です。この制度を利用すると、申請者は工事費から補助金を差し引いた額を支払うだけでよいため工事費用を準備する負担が軽減されます。

申請者と施工業者の双方が制度を理解し、合意した上で制度を利用してください。

(例) 工事費が200万、補助金が110万の場合

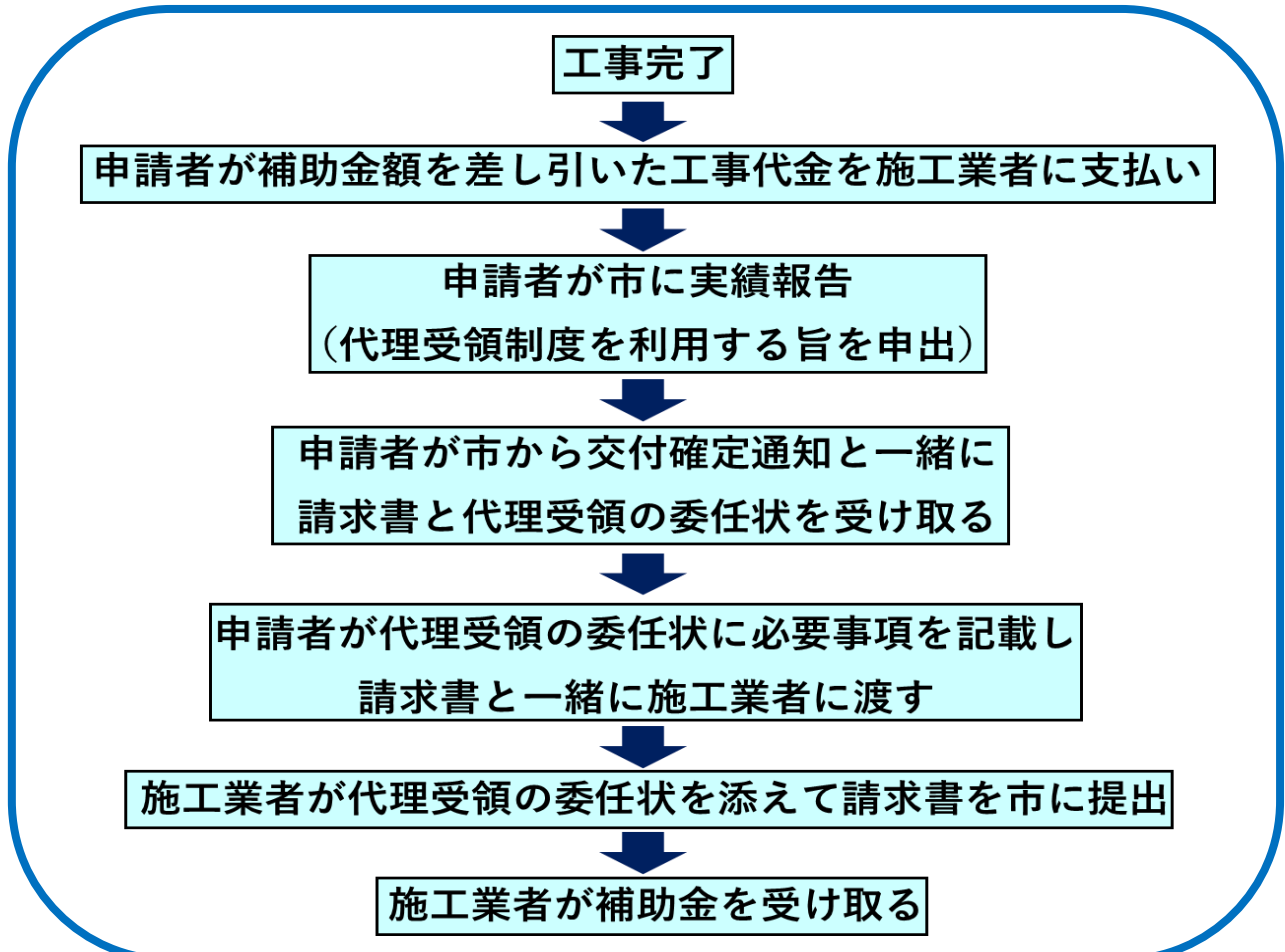


※実際の補助金額は補助制度によって異なります

対象となる事業

- ・木造住宅耐震補強工事補助
- ・木造住宅リフォーム工事補助（補強工事と同時に行うもの）
- ・木造住宅除却補助

工事完了から補助金の受け取りまで



※詳細は市役所防災対策課(0598-53-4034)までお問い合わせください